

平成16年2月26日

千葉県知事 堂本 暁子 様

市川市長 千葉 光行

江戸川第一終末処理場計画地の取得について

早春の候 益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。また、日頃より県土発展のためにご尽力されておりますことを深謝いたします。

さて、今月24日に公表されました市川市本行徳の江戸川第一終末処理場計画地の土地利用計画案につきましては、計画地全体の土地所有者はこの案について概ね理解を示しているものの、未だに千葉県より土地の買い取りの条件が示されていないことから、土地の売買の承諾ならびに都市計画変更案にも賛成しかねるとの状況にあります。このことは、先般、一部の土地所有者より貴職に提出された要望書に詳悉されております。

もとより、江戸川第一終末処理場計画を円滑に進めるためには、土地所有者の土地売却の理解と同意を得ることが不可欠であります。

このことから、市川市では土地所有者の取りまとめなど、これまで、計画実現に向けて努力してまいりましたが、千葉県におかれましても計画の進展に向けて、ご努力を賜りますようお願いいたします。

また、当該計画地の一部には、不法に残土が堆積されており、この課題を解決することが第一終末処理場計画を実現する前提になると考えております。

このことから、残土の所有権が他に譲渡されるなどして課題が複雑化するのを防止するため、市川市や関係土地所有者とで残土の差し押さえなどの措置を講じてきております。

今般の千葉県の厳しい財政事情は、十分に理解をいたしておりますが、この課題についても早急に対応いただきますよう併せてお願いいたします。

記

1. 土地所有者の要望に応え、都市計画変更の手続きを円滑に進めるため、早々に千葉県において土地所有者に買い取り条件を提示して、新年度より土地取得に着手していただくことを要望いたします。

2. 不法に残土を堆積された部分の土地については、市川市で先行的に取得する用意もあります。この場合には、以下の2点について、事業実施者である千葉県において市川市が要した費用で買い戻していただくことを、あらかじめ確約いただきたい。

(1) 市川市が先行的に取得した土地。

(2) 現在、市川市および関係土地所有者が差し押さえしている残土を、差し押さえしている者が競落する場合のその残土。